

認定調査票記入時に注意していただきたいこと

<在宅利用>

※必ずしもケアプランの確認の必要はありません。

- 調査時点において居宅サービスを利用している場合にチェックします。
- 介護サービスを暫定プランで受けている場合は、当該暫定プランが通常のプランと同等と考えられるのであれば、記載しても差し支えありません。
- 「認定調査を行った月のサービス利用回数」は、原則として当月の予定を記載します。未定の場合や通常の利用状況（予定）と異なる場合は、前月の実績を記載します。
- 訪問介護について、サービスの提供時間の長短にかかわらず、月あたりの回数を記入します。
例）1日に5回・月30日利用→「月150回」
- 小規模多機能型居宅介護については、サービスの提供形態に関わらず、月あたりの利用日数を記入します。
- 福祉用具貸与について、同じ品目を複数貸与している場合は1品目とします。
- 住宅改修について、期間の設定はありません。
- 横浜市においては「市町村特別給付」はありません。
介護保険の法定メニュー以外は、すべて「介護保険給付以外の在宅サービス」となります。
ただし、完全な自費利用（私的契約）については、サービスには該当しません。

<施設利用>

- 調査時点において施設入所している場合にチェックします。
(※在宅利用の欄にも記載が必要な施設もありますので、ご注意ください。)
- 本入所については、利用期間の長短にかかわらず<施設利用>と整理します。「短期入所生活（療養介護）」利用中については<在宅利用>にチェックします。
- 介護老人福祉施設入所者が一時的に医療入院している場合には、退院して施設に戻るまで調査を見合わせる事が通常ですが、やむを得ず入院中に調査を行う際は「医療機関（療養以外）」等にチェックします。

<家族状況>

- 施設入所者については、在宅において家族と同居することが想定されない場合は「独居」をチェックしてください。

特記事項の記入方法

- 認定調査員テキスト2009改訂定版を参照の上、評価軸に沿った記載をしてください。
- 「介護にかかる手間」を中心に記載を行ってください。
- 第2群の「移動」と「排泄」は、二次判定で「介護の手間にかかる審査判定」を行う際の重要な項目となりますので、全ての対象者について、記載を行って下さい。
- 排尿・排便の記載のポイントは4点です。 ①排泄の方法 ②回数 ③失敗の有無と介護 ④昼夜の違い
問題がない場合は「問題なし」と記入して下さい。
- 適切な介助の方法で選択をする場合には「選択の根拠」「介護の手間」「頻度」の3点を記載してください。
- 「日頃の状況」とは、「日頃の能力」を聞いており、「日頃の生活の状況」ではありませんのでご注意ください。
- 「軽度者」と「重度者」については、2群5群を中心に、生活状況が伝わる様に記載をして下さい。
- **3－4短期記憶**については、調査直前にしていたことを聞き取りで確認する項目です。確認が難しく、調査員テキスト記載の3点確認を行う場合は、使用するものも含めてテキスト通りの方法で実施して下さい。

～各ページの左上のコード表を汚さないようお願いします～